

昭和毎週火、金曜日發行（但休日に当るとときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則をこゝに公布する。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則

（総則）

第一条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号以下「法」という。）の施行については、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の施行期日を定める政令（昭和二十九年政令第百五十九号）及び貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令（昭和二十九年政令第百六十号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

- ◆ 規則
- ◆ 告示

- ◆ 教委告示
- ◆ 公告
- ◆ 牛の肝蛭の検査等実施
- ◆ 建設業者の変更登録
- ◆ 建設業者の登録まつ消
- ◆ 国民健康保険法に基く条例変更認可

- ◆ 正誤
- ◆ 臨時教育委員会の招集
- ◆ 昭和二十九年度鳥取県吏員昇任試験の実施
- ◆ 昭和二十九年度鳥取県警察官昇任試験の実施
- ◆ 第二十九年八月三日鳥取県告示第三百九十一号中訂正
- ◆ 第二十九年八月六日鳥取県公安委員会規則第七号中訂正

(貸金業開始の届出等)
第一条 法第七条第一項前段及び附則第三項の規定による届出は、別記様式第一号及び第二号によらなければならぬ。

ならぬ。

(貸金業変更事項の届出)

第三条 法第七条第一項後段の規定による届出は、別記様式第三号によらなければならぬ。

(貸金業休止の届出)

第四条 法第七条第一項第一号及び附則第三項の規定による届出は別記様式第四号によらなければならぬ。

(貸金業再開の届出)

第五条 法第七条第一項第一号の規定による届出は、別記様式第五号によらなければならぬ。

(貸金業廃止の届出)

第六条 法第七条第一項第三号の規定による届出は、別記様式第六号によらなければならぬ。

(業務の報告)

第七条 法第八条第一項の規定による報告は、主たる營業所又は事務所が県内にあるものにあつては、別記様式第七号、県外にあるものにあつては別記様式第八号により毎月翌月五日までに知事に提出しなければならぬ。

業所又は事務所が県内にあるものにあつては、別記様式第七号、県外にあるものにあつては別記様式第八号により毎月翌月五日までに知事に提出しなければならぬ。

(調査職員の証票)

第八条 法第八条第二項の規定による証票は、別記様式第九号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

貸 金 業 届 出 書
昭 和 年 月 日

住 所

名称又は商号

代表者氏名

(印)

鳥取県知事 氏 名 殿
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

00115

第2539号

報

公

県

取

鳥

曜

日

火

昭和29年8月10日

(様式第八号)

月 分 業 務 報 告 書

昭 和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

(印)

より、下記のとおり届け出ます。						
科 目	件 数	金 额	件 数	金 额	科 目	金 额
前月末貸出金累計(A)		—		—	資 本 金	
前月末回収金累計(B)		—		—	借 入 金	
当月中貸出金額(C)		—		—	その他の負債	
当月中回収金額(D)		—		—		
今月末貸出現在額(A+C-B-D)	—	—	貸出先		利 息 收 入	
その他の資産	—	—	—	—	手数料收入	
營 業 経 費	—	—	—	—	その他の収入	
その他の損失金	—	—	—	—		
合 計	—	—	—	—	合 計	

試験期日	試験場	担当区域
昭和二十九年 十月十六日	鳥取市西町 鳥取県立鳥取図書館	鳥取市、岩美郡 八頭郡、氣高郡
十月十七日	倉吉市仲之町 成徳小学校	倉吉市、東伯郡

告示
三百九十九號
陸上、海上、航空自

鳥取県告示第三百九十九号
自衛隊員（陸上、海上、航空自衛官）の欠員補充並びに
増員に伴う募集のため、その募集期間、試験期日試験場
等を次のとおり定める。

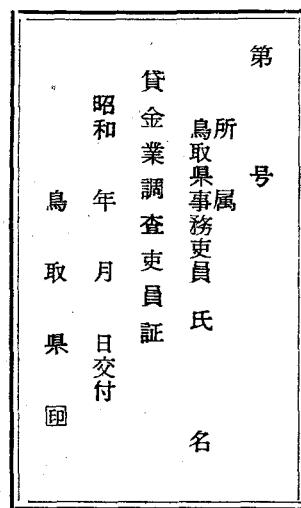
昭和二十九年八月一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
募集期間 昭和二十九年八月十六日から
二十九年九月三十日まで
募集年令 昭和四年十月二日から十一年十月一日
まで（昭和二十九年十月一日現在十八

志願票提出先 現住所の市町村役場
試験期日及び試験場 *

昭和二十九年	鳥取市西町	鳥取市、岩美郡
十月十六日	鳥取県立鳥取図書館	八頭郡、氣高郡
十月十七日	倉吉市仲之町	倉吉市、東伯郡
	成徳小学校	

(註) 本表は従たる営業所又は事務所ごとに提出するものとすること。

(樣式第九號)



昭和29年8月10日 火曜日 鳥取県公報

第2539号

鳥取県告示第四百二号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第十四条の規定による廢業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十九年七月

十八日まつ消した。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛

西 尾 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は) 第八八号	昭和二十八年十月十九日	西 尾 組	鳥取市古市一	西尾吉太郎

鳥取県告示第四百三号

国民健康保険を行つてゐる法勝寺村外四箇村一部事務組合に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県教育委員会告示
臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和二十九年八月十日

一 国民健康保険を行つてゐる町村

西伯郡法勝寺村外四箇村一部事務組合

一 認可年月日
昭和二十九年七月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号
臨時教育委員会を次のとおり招集する。
昭和二十九年八月十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一 日時 八月十日 午前十時三十分

二 場所 県教育委員会議室

三 議題 高校整備について

昭和29年8月10日 火曜日 鳥取県公報

第2539号

腰痛痺痺予防注射	ヘキサクロロエタン製剤静脈注射	除く。
四 実施の期日	別表とのおり	
五 檢査、注射の別及びその方法		
肝蛭検査	——渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内反応検査	
驅除	ヘキサクロロエタン製剤静脈注射	
腰痛痺痺予防注射	ヘン羊、山羊	

別表

実施月日	実施区域	実施場所
八月一三日	日野郡黒坂町	同上
" 一四日	" 日野上村	"
" 一五日	" 日野上村	"
" 一六日	"	

昭和二十九年八月十日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (は) 第三二六号	昭和二十九年五月六日	山喜建設株式会社	(旧) 鳥取市二階町二丁目三四 (新) 片原三丁目三九	山本幸三郎

一六日	"	多里村
" 一七日	"	阿毘緑村
" 一八日	"	山上村
" 一九日	"	石見村
" 二〇日	"	福栄村
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	
" 二〇	"	
" 二一	"	
" 二二	"	
" 二三	"	
" 二四	"	
" 二五	"	
" 二六	"	
" 二七	"	
" 二八	"	
" 二九	"	

資格要件

内 容	区分	吏員昇任試験		職員措置試験	
		五 級 勤 務 (含 經 驗)	五 級 學 歷	五 級 付 職	四 級 員 措 置
職務概要					
程度、若しくはこれと同程度の修得又は経験を持ち、その職務を行うに当つては自ら新たなる判断を下して行く必要のあるもので相当の知識及び技術を必要とする職務。	二、受験できる者	現に本県の定期付職員(除く)として勤務している者で、次の条件を有する者。	現に本県の定期付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。	現に本県の定期付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。	現に本県の定期付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。
1、学歴、勤務年	1、学歴、勤務年	1、学歴、勤務年	1、学歴、勤務年	1、学歴、勤務年	1、学歴、勤務年
高 等 新 制 高 校 卒	高 等 新 制 高 校 卒	高 等 新 制 高 校 卒	高 等 新 制 高 校 卒	高 等 新 制 高 校 卒	高 等 新 制 高 校 卒
大 学 卒	大 学 卒	大 学 卒	大 学 卒	大 学 卒	大 学 卒
六月"	六月"	六月"	六月"	六月"	六月"

内 容	区分	吏員昇任試験		職員措置試験	
		五 級 勤 務 (含 經 驗)	五 級 學 歷	五 級 付 職	四 級 員 措 置
範 囲					
一般事務、土木、建築、農業、林業、畜産、水産、蚕糸、農業土木					
なお次に掲げる職えの昇任並びに定数内職員えの任用は、選考によつて行います。					
防疫技師の職、環境衛生監視員の職、食品衛生監視員の職、薬事監視員の職、児童相談所の判定並びに相談調査の職務を行う職、児童福祉司の職、社会福祉主事の職、身体障害者福祉司の職、教護の職、教母の職、保母の職、兒童指導員の職、医師の職、歯科医師の職、看護婦の職、栄養士の職、X線技術者の職、歯科衛生士の職、細菌検査技術員の職、船長の職、機関長の職、無線通信士の職、一級建築士の職、建築主事の職、速記の職、ほん訳の職、通訳の職、芸能員の職、司書の職、司書補の職、タイピストの職、公共職業補導所の指導員の職、農業専門技術普及員の職、林業専門技術普及員の職、單純な労務に従事する者、人事委員会が特に認める職					
そのつ度指図を受け、又はあらかじめ定まつた順序に従つて行う書記的又は専門技術的な仕事の補助を行う職務で、旧制専門学校卒業					
そのつ度指図を受け又はあらかじめ定まつた順序に従つて單純で定めた職務でやゝ高い程度の修得又は多くの経験を要する職務。					

公 告

鳥 取 県 人 事 委 員 会

昭和二十九年度鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験につき次のように公告する。

昭和二十九年八月十日

蚕 糸 水 産	林 業	畜 産	農 業	建 築	土 木	農 業	畜 業	受験区分		内 容
								イ、教養試験	ロ、専門試験	
								吏員昇任試験及び期限付職員措置試験（五級職）	期限付職員措置試験（四級職）	
								憲法、行政法、地方自治法一般、地方公務員法、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的知識等	同上	
								力学、水理学、測量施行法、土木材料、河川、港湾、道路、橋梁等	力学、水理学を除き上に同じ	
								栽培学、汎論、土壤肥料科学、作物学、園芸学、植物病理学、昆虫学、植物生理学、畜产学一般、農業経済学一般、農芸化学一般等	意匠を除き上に同じ	
								畜産原論、家畜病理学、畜産製造学、化学一般、獸医衛生一般等	同上	
								林業政策学、森林經理学、造林学、森林工学、森林利用学、木材工芸学、森林保護学、林產制造学、砂防工学等	同上	
								水産資源学、水產化學、水產增殖学、漁政学、漁業法、水產協同組合法等	同上	
								蚕品種及び蚕糸原料学、蚕糸學、纖維化學、蚕糸經濟學等	同上	
								蚕糸原料學、蚕糸學、纖維化學、蚕糸經濟學等	同上	

右の勤務年の算定は、昭和二十九年九月一日現在とし、次に掲げる割合によつて算定されたものとする。

正規の在学期間 一〇割

官序勤務期間 " "

市町村勤務期間 " "

兵役

特殊技術期間 一〇割

官序勤務期間 " "

その他の期間四、五割

教員、警察職員勤務期間 " "

家庭、その他の期間 二、五割

行政委員会勤務期間 " "

連合軍労務者勤務期間 五割

公共企業体勤務期間八、一〇割

人事委員会の採用試験五級職以上に合格者

官序勤務期間	国・地方公団体の行政委員会勤務期間	公共企業体勤務期間	市町村勤務期間	連合軍労務者勤務期間
"	"	"	"	"

2、現在給料 現に四級五号給以上の給料を受けている者。

3、年令 制限をいたしません。

4、性別 制限をいたしません。

男女の別を問いません。

三 試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要とする知識、経験、技術等に応じて次の通り行います。
受験者は、この受験区分のうちいすれか一種を選ぶことができます。

1、第一次試験

人事委員会の採用試験四級職以上に合格者

種別	日時、場所及び発表	時	場	所	発	表
第一次試験	昭和二十九年九月十二日(日) 午前八時三十分から		鳥取市東町		結果 昭和二十九年九月下旬、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。	
第二次試験	昭和二十九年十月上旬に行います。 ますが日時は本人に通知します。		鳥取西高等学校第二校舎	本人に通知します。	合格発表 昭和二十九年十月中旬県公報に登載県庁前に掲示するほか合格者に通知します。	

五、合格から昇任並びに定数内職員への任用までの経路
昇任試験のそれぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登載された上、各部局か

らの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから各任命権者によつて昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一ヶ年となつています。

期限付職員のそれぞれの試験区分についての合格者は、人事委員会から各任命権者に送付され、任命権者によつて定数内職員に任用されます。

六、受験手続

申込用紙請求先

申込用紙は次に掲げるところで交付します。申込書を郵便で請求する際は十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

鳥取県人事委員会事務局

鳥取市東町

申込先及び申込手続

- 試験申込用紙に必要な事項を記入し、当人事委員会事務局に提出の上、受験票を受領して下さい。
- 試験申込書郵送の際は、封筒の表に「昇任試験申込」と朱書し、十円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。
- 受領した受験票には最近六箇月以内に撮影した写真一葉（上半身、脱帽、正面向きのもの）をはりつけ受験当日持参して下さい。

受付期間
昭和二十九年八月十六日から昭和二十九年八月三十日まで（但し勤務時間内）とし、郵送の場合には、昭和二十九年八月三十一日午後五時までの着信に限り受けます。

農業土木 勤務成績について行います。
2、第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者について行います。

イ、口答試問 主として人物についての面接による試験を行います。

ロ、身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて行います。

3、身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います。

四、試験の日時、場所及び発表

農業土木 農業水力学、農地造成学、農業構造学、応用力学、土地改良学等

農業造構学を除き上に同じ。

昭和二十九度鳥取県警察官（警部補、巡查部長）昇任試験を次のように公告する。

昭和二十九年八月十日

鳥取県人事委員会

一、試験の対象となる職

警部補、巡查部長

二、受験出来る者

1、現に本県警察官として勤務している者で第一次試験当日において次に掲げる条件を有する者、但し減給以上の懲戒処分を受けた者にあつては、その処分を受けた日から満一年以上を経過している者に限る。

区 分

条 件

警 部 补

巡查部長として二年六月以上勤務している者

巡 查 部 長

巡查として二年九月以上勤務している者

2、年 令

制限致しません。

三、試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要とする知識、経験、技術等に応じて次の表の試験区分ごとに試験方法欄に記載する方法によつて行います。

区分	方 法	第一 次 試 験		第二 次 試 験	
		筆 記 試 験	勤 務 成 績 の 評 定	口 述 試 験	術 科 試 験
警 部 补	巡查部長として二年六月以上勤務している者				
巡 查 部 長	巡查として二年九月以上勤務している者				

警 部 补

1、憲法、行政法及び
警察法
2、警務一般
3、社会常識
4、刑法
5、警備

勤務成績の評定について
て行います。

主として人物について
の面接による試験を行
います。

1、点
2、操
(含緊急警備法)
3、逮 捕 術
4、けん銃操法

巡 查 部 長

同 右

同 右

同 右

同 右

備考 第二次試験は、第一次試験の合格者について行います。
四、試験の日時及び場所

1、巡查部長昇任試験

日 時

昭和二十九年八月十九日（木）
午前八時三十分

第一 次 試 験

二 次 試 験

昭和二十九年八月下旬に行いますが日時は本人に通知します。

場 所

鳥取市緑町 鳥取県警察学校

同 上

結 果 発 表

昭和二十九年八月下旬、県庁前に掲示する他

昭和二十九年八月に登載し、合格者に通知する他、

2、警部補昇任試験

正	誤
昭和二十九年八月三日鳥取県告示第三百九十一号中誤植があるので次のように訂正する。	
一 上 最後の行	さかいみなとまち
一 下 行	さかいみなと 境港町
五 下 五	鳥取県人事委員会委員長
	鳥取県公安全委員会委員長

日 時	一 次 試 験	二 次 試 験
昭和二十九年八月二十日(金) 午前八時三十分	昭和二十九年八月下旬、合格者に通知します。	昭和二十九年八月下旬に行いますが日時は本 人に通知します。
場 所	鳥取市綠町 鳥取県警察学校	同 上
結 果 発 表	昭和二十九年八月下旬、合格者に通知します。	昭和二十九年八月下旬県庁前に掲示する他、 県公報に登載し、合格者に通知します。
五、合 格 か ら 採 用 ま で の 經 路	それぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから昇任者が決定されます。	
六 受 験 手 続	名簿の効力は原則として一箇年となっています。	
1、申込用紙請求先	申込用紙は、「鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局又は「県警察本部警務課」で交付します。	
2、申込先及び申込手続	「鳥取県警察官昇任試験申込用紙」に必要な事項を記入し、「県警察本部警務課」を経て「鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局」に提出の上、受験票を受領して下さい。	
3、申込受付期間		

英文タイ・ブライター
東和タイ・ブライター
ブルースタード・計算器
玉屋測量機 山陰代理店

有限
会社 雜賀タイ・ブライター商會

鳥取県公認 米子タイ・ビ・スト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇一二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行者 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣